

不育症治療費助成制度

妊娠はするけれど、流産や死産を繰り返し、結果的に子どもを持つことができない場合、不育症とよばれます。雲南市では、不育症の治療を受けようとするご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として不育症治療にかかる費用を一部助成する事業を行っています。

制度について

対象者

次の要件をすべて満たす夫婦

- ・ 法律上の婚姻関係（事実婚含む）であって、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有していること
- ・ 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること
- ・ 一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関で不育症の診断を受け、その医療機関で治療を受けている
- ・ 流産または死産の既往がある（流産、死産の回数は問いません。ただし人工妊娠中絶は含みません。）
- ・ 市税を滞納していないこと

助成内容

産婦人科等で受けた妊娠後の不育症治療（内服、注射等）に要した費用のうち、1／2の額を助成します。ただし、同一の夫婦につき、1年度あたり**10万円**を上限とします。また、雲南市に住所を有する期間に受けた治療に限ります。

申請期限

助成の申請は、一治療期間が終了した年度の3月31日までにしてください。

ただし、1回の治療が2年度にわたる場合はその治療が終了した日が属する年度内に申請してください。

※一治療期間とは、その妊娠にかかる不育症治療の開始日からその治療の終了日（出産又は流産、死産等）までの期間です。

申請方法

下記のものを、市役所こども家庭支援課まで持参または郵送してください。

- ① 不育症治療費助成金交付申請書
- ② 不育症治療等医師証明書（様式第2号）
- ③ 婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍抄本等）
- ④ 不育症治療に要した費用の領収書及び明細書
- ⑤ 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）（事実婚関係にある方）
- ⑥ 医療保険を確認できるもの

※①②については様式がホームページ、市役所にあります。まずは一度お問い合わせください。

～お問い合わせ・申請窓口～

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 雲南市役所こども家庭支援課

電話：0854-40-1047 E-mail：kodomokateishien.@city.unnan.shimane.jp